ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四　その他法第五十四条の二十三第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

第六十七条第一項第九号中「第七十条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等（第七十条第九項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第六十九条の二第三項において同じ。）の議決権について第七十条第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同条第十項に規定する事業再生会社をいう。第六十九条の二第三項において同じ。）の議決権について第七十条第七項の規定による」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第六十九条の二　法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第三十二条第七項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第七十条第二項中「第五十条第六項第一号」を「第五十条第七項第一号」に改め、同条第四項中「、第五十四条の二十二第七項、」を「又は」に改め、「又は第五十四条の二十四第二項」を削り、「株式会社とする」を「会社とする」に改め、同項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）」に改め、「の日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、「若しくは前年」を「又は前年」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「の日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第七十条第四項第五号から第十一号までを削り、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項第一号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「、第十号若しくは第十一号」を「若しくは第十号から第十一号の二まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「前二項の」を「第四項から前項まで（第六項を除く。）の」に、「次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）」を「特定子会社」に、「前二項に」を「第四項若しくは第七項に」に、「「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日」を「終了する日）をいう」に、「「処分基準日」という」を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に、「当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号及び第五十四条の二十四第二項」を「新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第十一号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二」に改め、「定める会社に」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「国内の会社」の下に「及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。）」を加え、「総株主」を「総株主等」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。